

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年1月10日

水曜日

第4300号

目次

告示

○港湾施設の概要についての一部改正 1

公営企業告示

○指定管理者の指定 2

公告

○管理規程の認可 3

○農地を利用する権利の設定の裁定 4

告示

富山県告示第2号

港湾施設の概要についての一部改正について

港湾施設の概要について（昭和50年富山県告示第727号）の一部を次のように改正する。

平成30年1月10日

富山県知事 石井 隆一

第1の10の(1)の表中

「	〃	らいちよう	〃	165	40	2,600	コルトノズル 360度旋回式	〃77	」
---	---	-------	---	-----	----	-------	-------------------	-----	---

を

「	〃	らいちよう	〃	193	55	4,000	〃	〃77	」
---	---	-------	---	-----	----	-------	---	-----	---

に改める。

(港湾課)

富山県企業局告示第1号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年1月10日

富山県公営企業管理者 須 沼 英 俊

1 公の施設の名称

富山県ゴルフ練習場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ホクタテ・株式会社中条・株式会社柴崎農園共同体

代表者

株式会社ホクタテ

富山市中野新町一丁目2番10号

企業体構成員

株式会社ホクタテ

富山市中野新町一丁目2番10号

株式会社中条

富山市下新北町7番66号

株式会社柴崎農園

富山市長岡9686番地

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県企業局告示第2号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に

関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年1月10日

富山県公営企業管理者 須 沼 英 俊

- 1 公の施設の名称
県営富山中央駐車場
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社ホクタテ
富山市中野新町一丁目2番10号
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

管理規程の認可

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、平成29年12月19日に五位庄頭首工管理規程を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成30年1月10日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 管理者の名称
福岡町土地改良区
- 2 管理規程の名称
五位庄頭首工管理規程
- 3 認可年月日
平成29年12月19日
- 4 管理規程の概要
第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項
第2節 取水
第8条 頭首工からの取水は、それぞれの期間において、次に掲げる範囲内

で、気象、水象及び、かんがい等の状況を考慮して受益地に必要な水量を取水するものとする。

取水量			
期間	代かき期	普通かんがい期	非かんがい期
	4月26日から 5月2日まで	5月3日から 9月10日まで	9月11日から 翌年の4月25日まで
最大	5.81m ³ /s	3.39m ³ /s	0.67m ³ /s

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和27年法律第229号）第43条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第43条第3項の規定により公告する。

平成30年1月10日

富山県知事 石 井 隆 一

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
富山市婦中町小倉4番	田	4,391

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	平成30年3月31日	5年	142,705円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 須沼 英俊
富山市舟橋北町4番19号

4 農地の所有者等の情報

登記名義人 藤井 良二

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局に補償金を供託する。

6 その他

農地の所有者等は、富山地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

